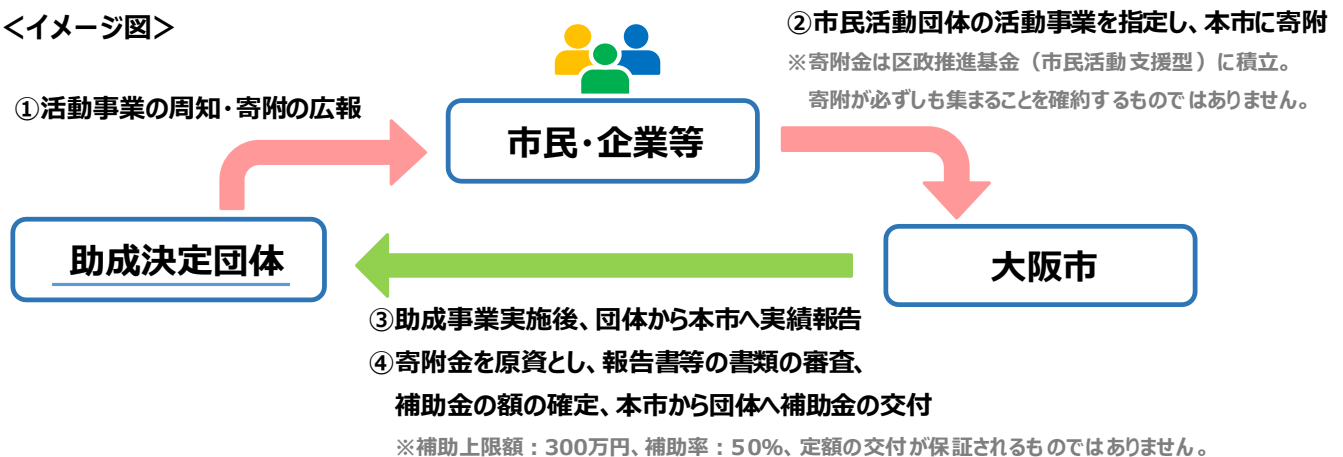


「特定事業支援型」に応募する際の留意点（募集要項の抜粋）

■ 本事業に応募する際の留意点（必ずご確認ください）

- ・本事業を通じて、寄附者は、共感し支援したい事業を個別に指定して応援することができるほか、個人からの寄附金については「ふるさと寄附金」となることから、市民活動団体（助成決定団体）へ直接寄附する場合と異なり、税制上の優遇措置を受けることができます。
 - ・また、事業を実施する助成決定団体は、積極的に事業等の広報活動を行うことにより、寄附を通じて新たな支援者につながる可能性が広がるとともに、今までの支援者に対しても、寄附による税制上の優遇措置があることから、今まで以上の寄附が期待でき、公益的な活動のさらなる実施につながることとなります。
 - ・一方で、助成決定団体が行う事業内容に関わらず、「寄附を募集している」ことが伝わらなければ寄附は集まりません。寄附金募集期間中は、新たな支援者の増加や目標額に達するまでの寄附金をめざし、助成決定団体において、積極的な広報活動等の情報発信をお願いします。
- (※) 寄附が必ずしも集まることを確約するものではありません。 交付額は集まった寄附金額等によって変動します。定額の交付が保証されるものではありません。
- ・事業を指定して寄附された寄附金は、本市の〔区政推進基金（市民活動支援型）〕に積み立てられ、当該年度の助成事業実施後、当該寄附金を原資とし、団体から本市への実績報告をふまえ、本市にて報告書等の書類の審査、補助金の額の確定を行い、本市から団体あてに補助金の交付を行う流れとなります。（補助上限額：300万円。補助率：50%。下記イメージ図参照。）
- (※) 助成事業として決定した場合は、寄附者の意向を尊重し、寄附金額が目標額に達しない場合でも、当該事業を実施していただくこととなります。自己資金やその他の事業収入等を見込んだ収支計画を立てたうえでご活用ください。

<イメージ図>



※詳細については、「令和8（2026）年度大阪市市民活動推進助成事業（特定事業支援型）募集要項」をご確認ください。